

福祉医療費給付金制度のご案内

1 対象者と給付範囲

次の条件に該当する方が対象となります。
また給付範囲は資格区分によって異なります。

資格区分	対象者	所得制限	給付範囲
心身障がい者	0歳から中学3年生修了前	なし	通院・入院
	身体障害者手帳 1・2・3級	なし	通院・入院
	身体障害者手帳 4級	所得税非課税世帯（本人とその同一世帯員）	通院・入院
	障害者年金1・2級 (65歳以上に限る)	なし	通院・入院
	療育手帳 A1・A2・B1	なし	通院・入院
	療育手帳 B2	特別障害者手当の所得制限内	通院・入院
	精神障害者保健福祉手帳 1・2級	なし	通院のみ
	精神障害者保健福祉手帳 3級	市民税非課税世帯（本人とその配偶者又は扶養義務者でその者の生計を維持する者）	通院のみ
ひとり親家庭等	母子家庭の母子	なし	通院・入院
	父子家庭の父子	なし	通院・入院

2 受給資格認定の申請手続き

福祉医療費の給付を受けるには、「福祉医療費受給者証」の交付を受ける必要があります。認定申請に係る必要書類については、担当窓口にお問い合わせください。

3 医療費の給付申請の方法

- 医療機関等の窓口で「福祉医療費受給者証」を毎回必ず提示してください。提示するだけで、手続きは完了です。医療費は窓口で通常どおり、お支払いください。受給者証は長野県内の医療機関で共通して使用することができます。
- なお、15歳以下（中学校卒業まで）の方については、受給者証を提示することにより、窓口でのお支払いが1レセプトあたり500円となります。
(注：病院によっては500円の他に初診時特定医療費等がかかる場合があります。)
- 県外で受診された場合は担当窓口にお問い合わせください。
- お支払いが完了しないと受給者証の提示があっても申請ができませんのでご注意ください。
- 給付申請ができる期間は、診療等を受けた月の翌月の初日から起算して1年間です。

中野市では次に該当される皆様の医療費の負担軽減をはかるため、医療費の自己負担額の一部を給付します。

4 納付内容

(1) 納付の対象となる医療費は次のとおりです。

- ① 保険適用の外来・入院診療費および薬代
 - ② 入院時食事標準負担額の2分の1
 - ③ 医師の診断による補装具（保険が適用された場合に限る）
 - ④ 医師の同意による針灸マッサージ（保険が適用された場合に限る）
 - ⑤ 養育医療、育成医療の自己負担分
- 注1：文書料、健診、予防接種、差額ベッド代等保険が適用されないものは対象となりません。
- 注2：③～⑤のお手続きについては、担当窓口までお問い合わせ下さい。

(2) 上記対象となる医療費から控除されるものは次のとおりです。

- ① 医療機関（外来・入院別）ごと、薬局は処方せんを作成した医療機関ごと1レセプト500円の受給者負担金
 - ② 保険者から給付されるもの（高額療養費、附加給付等）
 - ③ (財)日本スポーツ振興センター災害共済給付金（※保育園や学校などでケガをした場合、速やかに災害共済給付金の申請を行ってください。）
 - ④ その他、他の法令の規定に基づき、国又は地方公共団体の負担（小児慢性特定疾病医療、難病法に係る特定医療等）において、医療に関する給付を受けたときはその額
- 注：福祉医療費受給後に上記②～④の給付等を受け取られる場合、福祉医療費を返金いただく場合があります。

5 福祉医療費資金の貸付について

福祉医療費受給資格のある方で、自己負担金（保険対象外と高額療養費等は除く。）を支払うことが困難な市民税非課税世帯の方に、医療資金の貸付を行っています。

このほか、詳しくは市公式ホームページをご覧いただぐか、下記担当窓口までお問い合わせください。

問い合わせ先

健康福祉部福祉課厚生保護係
22-2111(内線276)